

令和3年5月議会

議案説明資料

ページ

○予算議案

- | | | |
|---|--|---|
| 1 | 令和3年5月 補正予算案 経済観光文化局集計表 | 1 |
| 2 | 議案第134号
令和3年度福岡市一般会計補正予算案 (第2号) | 3 |

経済観光文化局

1 令和3年5月 補正予算案 経済観光文化局集計表

(1) 一般会計補正予算案(第2号)

(単位:千円)

補正前の額 (A)					
歳入	歳出	財源内訳			
		特定財源			一般財源
		国県支出金	市債	その他	
257,404,978	269,634,010	3,898,384	1,701,000	251,805,594	12,229,032

(単位:千円)

補正額 (B)					
歳入	歳出	財源内訳			
		特定財源			一般財源
		国県支出金	市債	その他	
—	2,419,970	—	—	—	2,419,970

(単位:千円)

補正後 (C) : (A)+(B)					
歳入	歳出	財源内訳			
		特定財源			一般財源
		国県支出金	市債	その他	
257,404,978	272,053,980	3,898,384	1,701,000	251,805,594	14,649,002

2 議案第134号 令和3年度 福岡市一般会計

(歳 出)

予算案 説明書 ページ	款・項	目	補正前の額	補 正 額	計
			千円	千円	千円
4 5	(7) 経済観光文化費 1. 商工費	2. 商工業振興費	10,067,913	2,419,970	12,487,883
その他の科目 (本補正外)			259,566,097	—	259,566,097
歳出 合計			269,634,010	2,419,970	272,053,980

補正予算案（第2号）＜経済観光文化局所管分＞

説 明			
			千円
○ 経済支援策(新型コロナウイルス感染症関連)の追加			2,419,970
	事 業	補正前の額	補 正 額
P5	休業要請への協力店舗等への家賃支援	-	1,894,970
P7	地域の飲食店を支えるテイクアウト支援	-	525,000
計			

新型コロナウイルス感染症対策における事業者を支援する取組み

1 基本的な考え方

新型コロナウイルス感染症対策に関し、福岡県の独自措置として、令和3年4月22日から福岡市内の飲食店等への営業時間短縮要請が実施され、5月6日からは営業時間短縮の繰り上げなど、県の独自措置が強化された。

さらに、福岡県が緊急事態措置区域に指定され、5月12日から酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等に対する休業要請等が実施された。

県が行う措置の実効性をより高め、感染拡大防止を強力に押し進めるとともに、地域経済の維持を図るため、経済支援策を実施する。

2 支援策の概要

(1) 休業要請への協力店舗等への家賃支援【商工費 1,894,970千円】

ア. 事業概要

緊急事態宣言に伴い、酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等については、福岡県から休業要請がなされており、非常に厳しい状況にあることから、福岡県の休業要請に応じ、対象期間中に休業した飲食店等の店舗の賃料等について、福岡県の家賃支援と連携して支援するもの。

イ. 対象事業者

福岡県による要請に応じて、5月12日～5月31日の期間を休業した事業者
ただし、やむを得ない場合は、休業期間を5月14日～5月31日とする

ウ. 支援内容

店舗の賃料等1ヶ月分の5分の4、上限50万円を支援
(福岡県の家賃支援上限20万円を含む)

エ. スケジュール

5月下旬	支援金募集要項公表予定
6月上旬	申請受付開始予定
6月下旬	支援金支給予定

【参考】

<福岡県の休業要請内容>

区域：県内全域

期間：令和3年5月12日(水)0時から5月31日(月)24時まで

対象：酒類又はカラオケ設備を提供する次の飲食店、喫茶店等

- ・ 宅配、テイクアウトサービスを除く
- ・ 設備を設けて客に飲食をさせる営業を行う露店営業（屋台）は含む
- ・ 飲食業の許可を受けていないカラオケ店を含む
- ・ 利用者による酒類の店内持ち込みを認めている飲食店を含む
- ・ 遊興施設（特措法施行令第11条第11号）のうち、食品衛生法上における飲食店営業の許可を受けているものを含む
- ・ 酒類又はカラオケ設備の提供を取り辞める場合を除く
- ・ ネットカフェ・マンガ喫茶等、宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれる施設に該当する場合は、営業時間短縮要請の対象から除く

<福岡県の家賃支援>

支援内容：家賃月額額の3分の2（上限20万円）

対象：休業又は時短により、酒類又はカラオケ設備を提供しない店舗

(2) 地域の飲食店を支えるテイクアウト支援【商工費 525,000 千円】

ア. 事業概要

営業時間短縮等の要請がなされている飲食店の需要喚起や事業継続につなげるとともに、市民の外出自粛の一助となるよう、テイクアウトを実施する地域の飲食店を支援するもの。

イ. 対象事業者

市のテイクアウト実施店の募集に応じる、福岡市内の中小企業・小規模事業者等の飲食店

※テイクアウト実施店とは

- ・対象期間中（5月6日から6月5日まで）
 - ・10日以上の特典を公表し、提供すること
 - ・購入者への特典を公表し、提供すること
- } 両方を実施する店舗

例) テイクアウト商品の割引販売
おまけ（お茶・デザート）付き など

※テイクアウト商品等には、酒類を除く

※持ち帰り飲食サービス業、配達飲食サービス業のうち、イートインスペースを設置している場合は対象とする

※小売店は除く

ウ. 支援内容

- ・認定された店舗に対し、支援金として10万円を支給
- ・テイクアウト実施店としてWEBサイト（店舗検索・マップ）でPR

エ. スケジュール

5月下旬 飲食店からの申請受付開始（6月5日まで）
5月末 支援金支給予定